

刑の時効制度に関する外国法制の概要

時効の種類	日本		アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス (イングランド・ウェールズ)	フランス	ドイツ		
刑の時効	・ 死刑	30年	規定なし	規定なし	・ 人道に対する重罪についての刑	なし	・ 民族謀殺についての刑, 無期自由刑	なし
	・ 無期懲役・禁錮	20年			・ 10年を超える自由刑	25年		
	・ 10年以上の有期の懲役・禁錮	15年			・ 重罪(無期自由刑, 長期10年以上, 短期1年以上の自由刑)	20年	・ 5年を超え10年以下の自由刑	20年
	・ 3年以上10年未満の懲役・禁錮	10年			・ 軽罪(長期10年以下の自由刑, 罰金)	5年	・ 1年を超え5年以下の自由刑	10年
	・ 3年未満の懲役・禁錮	5年			・ 違警罪(罰金以下の刑)	3年	・ 1年以下の自由刑, 30日分を超える日数罰金	5年
	・ 罰金	3年					・ 30日以下の日数罰金	3年
	・ 拘留, 科料, 没収	1年						
	(刑法32条)				(刑法133-2~4, 213-5条)			(刑法79条)